

練馬区における地域生活支援拠点等の取組状況について

1 地域生活支援拠点等とは

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成等）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。

2 練馬区における地域生活支援拠点等の整備について

面的整備型と多機能型の併用

(1) 面的整備型

基幹相談支援センターと短期入所事業所（大泉つつじ荘、しらゆり荘）を中心とし、民間事業所とも協力した体制

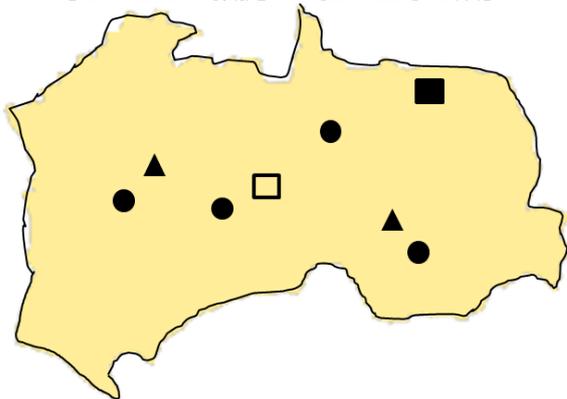
(2) 多機能型

重度障害者グループホームに短期入所や相談機能を付加した施設多機能型拠点として、令和3年2月にゆめの園上宿ホームを開設した。

第1段階（平成30年度～）
面的整備型

第2段階（令和2年度～）
面的整備型＋多機能型

【地域生活支援拠点を担う主な施設】



【凡例】

- 多機能型（ゆめの園上宿ホーム）
- 多機能型（整備予定）
- 障害者地域生活支援センター
- ▲ 短期入所事業所（大泉つつじ荘、しらゆり荘）

3 令和7年度の取組状況

(1) 地域生活支援拠点等運営連絡会の開催

ア 参加者

基幹相談支援センター、大泉つつじ荘、しらゆり荘、ゆめの園上宿ホーム、練馬福祉人材育成・研修センター、区障害者施策推進課（拠点の中心となる関係者）

イ 実績

令和7年度 2回予定

ウ 内容

緊急時における事例の共有や国の動向、拠点マニュアルの見直しなどについて協議・検討を行った。

(2) 地域生活支援拠点等の周知

地域生活支援拠点等の手引き等を活用し、民間相談支援事業所や区民等に周知した。

(3) 緊急時の受入れ・対応

短期入所事業所等を活用し、緊急事態における受け入れを行った。

ア 対応拠点

大泉つつじ荘、しらゆり荘、ゆめの上宿ホーム

イ 受入人数（令和7年4月～令和7年12月実績）

24人

(4) 体験の機会・場の提供

障害者支援施設や精神科病院等から地域移行や親元からの自立にあたって、グループホームの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供した。

ア 対応拠点

ゆめの園上宿ホーム

イ 利用人数（令和7年4月～令和7年12月実績）

5人／延べ利用日数 90日

4 今後の取組

- (1) 旧石神井町福祉園用地における地域生活支援拠点の開設について
別紙「令和8年3月10日保健福祉委員会報告資料」参照

- (2) 医療的ケアにも対応した重度障害者の地域生活支援拠点の整備
三原台二丁目用地に、通い・生活の場や専門人材の育成、医療型ショートステイ、相談支援機能を併せ持つ、医療的ケアに対応した地域生活支援拠点の整備を目指す。
(整備運営：(福)全国重症心身障害児(者)を守る会)